

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抄)
(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)

最終改正:平成 28 年 8 月 18 日厚生労働省令第 141 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準を次のように定める。

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 14 条の 4)
 - 第 2 章 助産施設(第 15 条—第 18 条)
 - 第 3 章 乳児院(第 19 条—第 25 条)
 - 第 4 章 母子生活支援施設(第 26 条—第 31 条)
 - 第 5 章 保育所(第 32 条—第 36 条の 3)
 - 第 6 章 児童厚生施設(第 37 条—第 40 条)
 - 第 7 章 児童養護施設(第 41 条—第 47 条)
 - 第 8 章 福祉型障害児入所施設(第 48 条—第 56 条)
 - 第 8 章の 2 医療型障害児入所施設(第 57 条—第 61 条)
 - 第 8 章の 3 福祉型児童発達支援センター(第 62 条—第 67 条)
 - 第 8 章の 4 医療型児童発達支援センター(第 68 条—第 71 条)
 - 第 9 章 情緒障害児短期治療施設(第 72 条—第 78 条)
 - 第 10 章 児童自立支援施設(第 79 条—第 88 条)
 - 第 11 章 児童家庭支援センター(第 88 条の 2—第 88 条の 4)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 45 条第 2 項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第 45 条第 1 項の規定により、同条第 2 項第 1 号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 8 条 ただし書(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第 17 条、第 21 条、第 22 条、第 22 条の 2 第 1 項、第 27 条、第 27 条の 2 第 1 項、第 28 条、第 30 条第 2 項、第 33 条第 1 項(第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。))及び第 2 項、第 38 条、第 42 条、第 42 条の 2 第 1 項、第 43 条、第 49 条、第 58 条、第 63 条、第 69 条、第 73 条、第 74 条第 1 項、第 80 条、第 81 条第 1 項、第 82 条、第 83 条、第 88 条の 3、第 90 条並びに第 94 条から第 97 条までの規定による基準
- 二 法第 45 条第 1 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第 8 条 ただし書(入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第 19 条第 1 号(寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第 2 号及び第 3 号、第 20 条第 1 号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。))及び第 2 号、第 26 条第 1 号(母子室に係る部分に限る。)、第 2 号(母子室を 1 世帯につき 1 室以上とする部分に限る。))及び第 3 号、第 32 条第 1 号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。)(第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 2 号(第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 3 号(第 30

条第1項において準用する場合を含む。)、第5号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)(第30条第1項において準用する場合を含む。))及び第6号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)(第30条第1項において準用する場合を含む。)、第41条第1号(居室に係る部分に限る。)(第79条第2項において準用する場合を含む。))及び第2号(面積に係る部分に限る。)(第79条第2項において準用する場合を含む。)、第48条第1号(居室に係る部分に限る。))及び第7号(面積に係る部分に限る。)、第57条第1号(病室に係る部分に限る。)、第62条第1号(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第2号(面積に係る部分に限る。))及び第3号、第68条第1号(病室に係る部分に限る。)、第72条第1号(居室に係る部分に限る。))及び第2号(面積に係る部分に限る。))並びに附則第94条第1項の規定による基準

三 法第45条第1項の規定により、同条第2項第3号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第9条から第9条の3まで、第11条、第14条の2、第15条、第19条第1号(調理室に係る部分に限る。)、第26条第2号(調理設備に係る部分に限る。)、第32条第1号(調理室に係る部分に限る。)(第30条第1項において準用する場合を含む。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)(第30条第1項において準用する場合を含む。)、第32条の2(第30条第1項において準用する場合を含む。)、第35条、第41条第1号(調理室に係る部分に限る。)(第79条第2項において準用する場合を含む。)、第48条第1号(調理室に係る部分に限る。)、第57条第1号(給食施設に係る部分に限る。)、第62条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第6号(調理室に係る部分に限る。)、第68条第1号(調理室に係る部分に限る。))並びに第72条第1号(調理室に係る部分に限る。))の規定による基準

四 法第45条第1項の規定により、同条第2項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。))の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
(最低基準の目的)

第2条 法第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
(最低基準の向上)

第3条 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
(最低基準と児童福祉施設)

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
(児童福祉施設の一般原則)

- 第5条** 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
(児童福祉施設と非常災害)
- 第6条** 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
(児童福祉施設における職員の一般的要件)
- 第7条** 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)
- 第7条の2** 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
- 第8条** 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときには、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。
(入所した者を平等に取り扱う原則)
- 第9条** 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
(虐待等の禁止)
- 第9条の2** 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(懲戒に係る権限の濫用禁止)
- 第9条の3** 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(衛生管理等)
- 第10条** 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 11 条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第 12 条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 12 条の 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

- 三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- 四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。
(児童福祉施設内部の規程)

第 13 条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項
- 2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
 - 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 六 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 保育所の運営に関する重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第 14 条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 14 条の 2 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 14 条の 3 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(大都市等の特例)

第 14 条の 4 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあっては、第 1 条第 1 項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第 2 項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第 2 条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第 3 条第 1 項中「都道府県知事」とあ

るのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第 2 項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

- 2 地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、第 1 条第 1 項中「都道府県」とあるのは「都道府県(助産施設、母子生活支援施設又は保育所(以下「特定児童福祉施設」という。))については、中核市)」と、同条第 2 項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、第 2 条中「都道府県が」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、第 3 条第 1 項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)に」と、同条第 2 項中「都道府県」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)」と読み替えるものとする。
- 3 法第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあっては、第 1 条第 1 項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第 2 項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第 2 条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第 3 条第 1 項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第 8 条第 2 項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 12 条第 1 項の規定により同法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)」とあるのは「法第 8 条第 3 項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第 2 項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

(略)

第 5 章 保育所

(設備の基準)

第 32 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物(同号 ロに該当するものを除く。)であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第 32 条の 2 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第 33 条 保育所には、保育士(特区法第 12 条の 4 第 5 項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上とする。ただし、保育所一につき 2 人を下ることはできない。

(保育時間)

第 34 条 保育所における保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第 35 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第 36 条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第 36 条の 2 保育所は、自らその行う法第 39 条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第36条の3 削除

(略)

附 則

(施行の期日)

第89条 この省令は、公布の日から、施行する。

(高等学校、大学の意味)

第90条 第28条第5号、第38条第2項第4号、第43条第8号及び第82条第7号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令の規定による中等学校を含むものとする。

2 第21条第4項、第27条第3項、第38条第2項第6号イ、第42条第4項、第43条第4号、第75条第3項、第80条第4項及び第82条第4号にいう大学は、大学令の規定による大学を含むものとする。

(経過規定)

第91条 この省令施行の際、現に児童福祉施設において、その長、寮母、児童厚生員、児童指導員、教護又は教母の業務を行う者は、この省令の規定にかかわらず、昭和27年12月31日まで、なおその業務に従事することができる。

2 この省令施行の際、現に存する児童福祉施設であって、土地の状況その他特別の事由により、その設備及び職員の数につき、この省令で定める規定により難しいときは、当該児童福祉施設は、昭和24年12月31日まで、これによらないことができる。ただし、国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設においては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 この省令施行の際、現に存する国及び都道府県以外の者の設置する児童福祉施設は、この省令施行の日から6月の間は、その設備及び職員の数につき、前項ただし書の認可があつたものとみなす。

第92条 この省令施行の際、現に存する保育所であって、第32条第2号、第3号及び第6号に定める基準により難しい事情があるときは、この省令施行後6月以内に、都道府県知事に事情を具申しなければならない。

2 前項の具申があつたときは、都道府県知事は、地方児童福祉委員会の意見を聴き、その具申に相当の理由があると認めるときは、意見を付し、これを厚生大臣に進達しなければならない。

3 前項の進達を受けとつたときは、厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聴き、その進達に相当の理由があると認めるときは、一定の期間を限り、第32条第2号、第3号及び第6号に定める基準によらないことができる。

第93条 児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)附則第5条に規定する者については、同法附則第1第4号に掲げる規定の施行後3年間は、この省令の適用に関して、保育士とみなす。

(保育所の職員配置に係る特例)

第94条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第33条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事(指定都市にあっては当該指定都市の市長とし、中核市にあっては当該中核市の市長とする。)が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第 95 条 前条の事情に鑑み、当分の間、第 33 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第 96 条 第 94 条の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 33 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事(指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。)が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第 97 条 前 2 条の規定を適用する時は、保育士(法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成 10 年厚生省令第 51 号)附則第 2 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 条の規定の適用がないとした場合の第 33 条第 2 項により算定されるものをいう。)の 3 分の 2 以上、置かなければならない。

(略)

附 則 (平成 10 年 4 月 9 日厚生省令第 51 号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 乳児 4 人以上を入所させる保育所に係る改正後の第 33 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限って、保育士とみなすことができる。

3 平成 11 年 3 月 31 日までの間においては、前項中「保育士」とあるのは「保母」とする。

(略)